

移行パターン別年次表

- ★移行に際しての共通事項……分館の解体はいずれのパターンにおいても市が実施する。(無期限)
 ★事前(令和5年3月31日まで)に各分館へ移行調査を実施し、下記パターンによる整備計画を作成する。※1
 ※令和5年4月1日以降、分館は普通財産となり、行政区の拠点施設として利用する区へ無償貸与します。

| | R5.4.1 | ← 10年間 → | R15.3.31 | ← 3年間 → | R18.3.31 |
|---|---|---|----------|---------|----------|
| ① | 分館を解体し、新たな行政区の拠点施設(地元管理の集会所・公会堂など)を新設する。 新たな行政区の拠点施設の建て替え後は、3年間をかけ、段階的に市からの補助率を減少させ、最終的に全額地元が負担する。 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●建設にかかる地元への補助率等の特別措置 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日～令和15年3月31日竣工(10年間)の建て替え(建設主体:区)。 ・建設にかかる対象経費等は、西予市集会所建設事業補助金交付要綱に準じ※2、地元への補助率※3については特別措置を講ずる。(特別措置の内容… 通常80%補助→85%補助) ●維持管理費の負担(補助)割合は現状維持 <ul style="list-style-type: none"> ・建て替えまでの旧分館施設の維持管理経費は現状どおり、電気、水道料金を対象とする。(建て替え後は3年間をかけ、すべての維持管理経費を対象とし、段階的に市からの補助率を減少させ※4、最終的に全額地元負担) | <ul style="list-style-type: none"> ●通常の集会所建築と同様(特別措置なし) <ul style="list-style-type: none"> ・令和15年4月以降の建て替えについては、市における通常の集会所建築の場合(地元への補助率80%)と同様に対応する。 ●皆江分館については耐用年数到来(令和26年1月30日)まで現状維持(市90%:区10%)※5 | | | |
| ② | 現在の分館を今後も地元管理施設として継続して利用する。 10年経過後、3年間をかけ、段階的に市からの補助率を減少させ、最終的に全額地元が負担する。 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●維持管理費を負担する割合は現状維持 <ul style="list-style-type: none"> ・期間… 令和5年4月1日～令和15年3月31日(10年間) ・対象経費… 電気、水道料金 ●施設修繕、備品購入等を市が実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事前の希望調査により作成した整備計画に基づき、建物の修繕及び建物に付随する備品の修繕・購入等を市が実施。※7 期間:令和5年4月1日～令和15年3月31日(10年間) | <ul style="list-style-type: none"> ●段階的に地元の負担割合が増加 <ul style="list-style-type: none"> ・10年経過後は3年間をかけ、すべての維持管理経費を対象とし、段階的に市からの補助率を減少させ※6、令和18年4月以降は全額地元負担。 ・1世帯当りの負担が突出する区(和泉区等)へは特別を設ける。 ●皆江分館については耐用年数到来(令和26年1月30日)まで現状維持(市90%:区10%) | | | |
| ③ | 地区内の代替施設を利用し、分館は使わない。 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●使わなくなった分館の扱いを決定(解体など) <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動センター(仮)、文化会館、その他の施設を利用する。(区の利用は使用料免除) | | | | |
| ④ | 近隣区と共同利用する。 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●新設は①、継続利用は②と同じ。 | | | | |
| ⑤ | 今後、分館に代わる施設は必要としない。 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●使わなくなった分館の扱いを決定(解体など) <ul style="list-style-type: none"> ・建物を必要とせず、集会施設自体も必要ではない。 | | | | |

移行パターンにかかる詳細について

- ※1 各分館における移行パターンの選択、整備計画の作成は、令和5年3月31日までに行います。
 (特別な事情が生じた場合は、別途協議する)

【パターン①】

- 新たな行政区の拠点施設への建て替えまでは普通財産のため、市と「無償貸与」の契約を締結。建て替え後の施設は地元の所有となります。
- ※2 具体的には、集会所の新築に要する経費とし、工事費のほか、設計監理委託料及び建物登記費用を含みます。ただし、敷地の取得及び造成、柵、塀の築造、植樹、備品の購入等の経費は、補助対象としません。また、受益戸数によって、補助対象となる面積があります。
- ※3 建て替えは地元施工であるため、市が区へ補助することとなります。
- 建て替えまでは、市と区の「無償貸与」契約により、すべての維持管理費を区が負担し、市は従来の現状維持に相当する金額を補助金として支援します。なお、年度当初に概算払いも可能です。
- ※4 建て替え後は地元の所有となり、維持管理に係るすべての経費を区が負担しますが、建て替え後の3年間、市は補助金により支援します。補助率は1年目…75%、2年目…50%、3年目…25%、4年目以降…0%です。すべての経費とは光熱水費以外に、浄化槽検査手数料、浄化槽清掃手数料、浄化槽維持管理委託料、消防設備保守点検手数料、防火対象物点検委託料、火災保険 等々の維持管理等に必要経費です。
- ※5 耐用年数が到来する令和26年1月30日以降の段階的措置等については、市と皆江区とで協議し決定します。

【パターン②】

- 令和5年4月1日から令和15年3月31日の10年間は、市と区の「無償貸与」契約により、すべての維持管理費を区が負担し、市は従来の現状維持に相当する金額を補助金として支援します。なお、年度当初に概算払いも可能です。
- ※6 令和15年4月1日以降は、市から区へ無償譲渡(区所有)するため、維持管理に係るすべての経費を区が負担しますが、譲渡後3年間、市は補助金により支援します。補助率は1年目…75%、2年目…50%、3年目…25%、4年目以降…0%です。すべての経費とは光熱水費以外に、浄化槽検査手数料、浄化槽清掃手数料、浄化槽維持管理委託料、消防設備保守点検手数料、防火対象物点検委託料、火災保険 等々の維持管理等に必要経費です。

- ※7 具体的には、現行の西予市公民館分館整備補助金交付要綱別表第1に掲げる「施設整備事業(分館の維持管理に要する経費)」、「備品購入事業(分館活動に必要な物と認められる経費)エアコン・冷蔵庫、その他特に市長が必要と認める備品」、「消防設備事業」です。なお、実施時期から最低10年間の使用に耐え得ることのできる程度とし、耐震化・大規模修繕等により多額の費用を要する場合は、建て替えを検討します。

【パターン③】

- 地区公民館を分館として兼用している蔵貫浦分館(南公民館内)及び二及分館(北公民館内)の2分館については、令和5年4月1日以降、区からの負担は基本的には求めませんが、特別な事情がある場合には別途協議します。

- ◎「移行パターン別年次表」及び「移行パターンにかかる詳細について」に記載のない事項については、区と市の協議により決定します。